

訂正内容	
P.95	「 ④自転車横断帯と、その手前での追い越し・追い抜きの禁止 」の「軽車両」の前に「特定小型原動機付自転車と」を加えてください。
P.115	「 ②専用通行帯指定道路 」の最終行「軽車両のみ」の前に「特定小型原動機付自転車と」を加えてください。 黄枠「小型特殊自動車などは…」の6行目「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.120	「 ③追い越しを禁止する場所 」の文中「原動機付自転車」の前に「一般」を加え、赤矢印の後ろ、「軽車両」の前に「特定小型原動機付自転車や」を加えてください。
P.130	「 ①無免許運転などの禁止 」の①の「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。 「<1>運転免許の区分」の表内「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.131	「<2>第一種運転免許の種類」の表内「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.133	NOTE の表内「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.141	「交通違反の点数と反則金一覧表」内の「交差点右左折方法違反」を「自動車等交差点右左折方法違反」に訂正してください。
P.196	「<3>二人乗りの禁止」の文中「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.213	黄枠「緊急地震速報」の本文をつぎのとおり訂正してください。 気象庁が、最大震度5弱以上の地震が予想される場合などに、震度4以上が予想される区域などを、その揺れが来る前に発表するものです。
P.238	日常点検の表の「パーキング(駐車)ブレーキレバー(ペダル)の引きしろ(踏みしろ)」の「自家用普通乗用自動車など」の欄につぎの内容を加えてください。 電動式駐車ブレーキが装着されている場合は、スキャンツール(外部診断機)を用いるか、制動装置に関する警告灯が点灯していないかを見て点検します。
P.241	日常点検の表の「タイヤの空気圧」の欄につぎの内容を加えてください。 タイヤ空気圧監視装置が装着されている場合は、空気圧表示の値が規定値であるかを運転席で見て点検できます。
P.261	「 ①乗車定員と積載の制限 」の表の「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.272	「 ①自動車の登録(届け出) 」の本文の最後につぎの内容を加えてください。 また、原動機付自転車は申告をして、標識(ナンバープレート)をつけなければなりません。
P.273	「<2>検査標章」の文中「前方」の後ろに「と運転者席の両方」を加えてください。
P.304	「 ②高速自動車国道と自動車専用道路を通行できない車 」の本文と右の表の「原動機付自転車」の前にそれぞれ「一般」を加えてください。

学科教本訂正表

法令の一部改正に伴い、教本の内容をつぎのとおり訂正しますので、訂正箇所(ページ等)を確認のうえ、ご使用ください。

訂正内容	
P.6	④の標識名「自転車及び歩行者等専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」に訂正してください。
P.8	「 ②原動機付自転車 」の本文をつぎのとおり訂正してください。 原動機を用い、レールや架線によらないで運転する車(軽車両・移動用小型車・身体障害者用の車・遠隔操作型小型車・歩行補助車などを除く)で、つぎのものをいいます。 (1)一般原動機付自転車 ・総排気量50cc以下、または定格出力0.60kw以下の二輪のもの(車室の側面にドアがない三輪のものや車室のない三輪以上のもので、左右の車輪の間が0.5m以下のものを含む)で、 (2)以外のもの ・総排気量20cc以下、または定格出力0.25kw以下の三輪以上のもので、(2)以外のもの (2)特定小型原動機付自転車 ・長さ1.9m・幅0.6m以下、最高速度20km/h以下のAT機構の車で、定格出力0.6kw以下の電動機と法令に定める最高速度表示灯を有し、走行中に最高速度の設定を変更できないもの ・このうち、歩道などを通行する際に最高速度表示灯が点滅し、最高速度6km/h以下のものを特例特定小型原動機付自転車といいます。
P.18	黄枠「二輪車とは…」内の「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.21	「<1>運転免許証の携帯」の1行目「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.24	「●青色の灯火」の②と③の「軽車両」の前に「特定小型原動機付自転車や」を加えてください。
P.25	「●赤色の灯火」の④の「軽車両」の前に「特定小型原動機付自転車、」を加え、「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.26	「●青色の灯火の矢印」の「軽車両」の前に「特定小型原動機付自転車、」を加え、「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。 「<1>人の形の記号がある信号」の本文をつぎのとおり訂正してください。 人の形の記号がある信号は、歩行者、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車、歩道を進行する特例特定小型原動機付自転車や普通自転車を対象にしています。なお、この信号機に「歩行者・自転車専用」の標示板が取り付けられている場合は、特定小型原動機付自転車やその他の自転車も対象になります。
P.27	「●青色の灯火」の②「歩道を通行できる」を「横断歩道を進行する特例特定小型原動機付自転車や」に訂正してください。 「●青色の灯火の点滅」の②と「●赤色の灯火」の②の「普通自転車」の前に「特例特定小型原動機付自転車や」をそれぞれ加えてください。

訂正内容	
P.30	「 ⑤左折可の標示板があるとき 」の本文8行目「自転車、他の車の」を「特定小型原動機付自転車、自転車の」に訂正してください。
P.35	「8.二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」の標識名を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」に訂正し、説明の「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。 「10.自転車通行止め」の標識名を「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に訂正し、説明の「自転車は」の前に「特定小型原動機付自転車と」を加えてください。 「11.車両(組み合せ)通行止め」の説明中「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.37	「31.自転車専用」の標識名を「特定小型原動機付自転車・自転車専用」に訂正し、説明②をつぎのとおり訂正してください。 ②車(特定小型原動機付自転車や自転車で自転車道を通行できるものを除く)・歩行者・遠隔操作型小型車は通行してはいけません。 「32.自転車及び歩行者等専用」の標識名を「普通自転車等及び歩行者等専用」に訂正し、説明をつぎのとおり訂正してください。 ①自転車歩行者専用道路であることを示します。 ②車(特定小型原動機付自転車や自転車で自転車道を通行できるものを除く)は通行してはいけません。 ③特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は歩道を通行できます。 「38.自転車一方通行」の標識名を「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」に訂正し、説明の「自転車は」の前に「特定小型原動機付自転車や」を加えてください。
P.38	「47.原動機付自転車の右折方法(二段階)」の標識名を「一般原動機付自転車の右折方法(二段階)」に訂正し、説明の「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。 「48.原動機付自転車の右折方法(小回り)」の標識名を「一般原動機付自転車の右折方法(小回り)」に訂正し、説明の「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.44	車の略称を示す表の「原付」「二輪」「小二輪」の車両の種類のうち「原動機付自転車」の前にそれぞれ「一般」を加え、新たにつぎの略称と車両の種類を加えてください。 特定原付　特定小型原動機付自転車　特例特定原付　特例特定小型原動機付自転車
P.46	「9.路側帯」「10.駐停車禁止路側帯」の説明①の「軽車両」の前に「特例特定小型原動機付自転車、」をそれぞれ加えてください。
P.48	「26.普通自転車歩道通行可」の標示名を「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」に訂正し、説明の「普通自転車」の前に「特例特定小型原動機付自転車と」を加えてください。 「27.普通自転車の歩道通行部分」の標示名を「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」に訂正し、説明の「普通自転車」の前に「特例特定小型原動機付自転車と」を加えてください。

訂正内容	
P.54	「1.車道通行の原則と例外」の①の「また、」から始まる文をつぎのとおり訂正してください。 また、特定小型原動機付自転車と二輪または三輪の自転車以外の車は、自転車道を通行してはいけません。 ③の「軽車両」の前に「特例特定小型原動機付自転車や」を加えてください。 ④の「つぎの場合、」の後ろに「特例特定小型原動機付自転車は(1)の場合、」を加えてください。 ④の標識名「自転車及び歩行者等専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」に、「普通自転車歩道通行可」を「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」に訂正してください。
P.55	「 NOTE ●路側帯の種類と通行」の「路側帯」と「駐停車禁止路側帯」の説明を「歩行者、特例特定小型原動機付自転車、軽車両が通行できる。」にそれぞれ訂正してください。
P.57	「3.車両通行帯のない道路における通行」の文中「原動機付自転車」の前に「一般」を加え、「軽車両」の前に「特例特定小型原動機付自転車や」を加えてください。
P.59	「 ① 標識による通行禁止 」の標識名「自転車及び歩行者専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」に訂正し、説明の②③をつぎのとおり訂正してください。 ②車(自転車道を通行できる特定小型原動機付自転車や普通自転車を除く)は通行してはいけない。 ③特例特定小型原動機付自転車と普通自転車が歩道を通行できることの指定 「 ① 歩道などの通行禁止と例外 」の文中「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.65	「<2> 原動機付自転車の右折方法」を「<2> 一般原動機付自転車の右折方法」に訂正し、本文、黄枠、標識名の「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。 黄枠「特定小型原動機付自転車は」を新たに設け、つぎの説明を入れてください。 軽車両と同様、二段階右折をしなければなりません。
P.66	標識名の「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.67	「 ④ 進行方向別通行区分のあるとき 」の文中「軽車両や」を「特定小型原動機付自転車や軽車両、」に訂正し、「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。 「<2> 右折」の「軽車両」の前に「特定小型原動機付自転車や」を加えてください。
P.68	「 ② 右左折時の巻き込み防止 」の「歩行者や」の後ろに「特定小型原動機付自転車、」を加えてください。
P.78	「 ① 最高速度の遵守 」の②の「原動機付自転車」の前に「一般」を加えてください。
P.79	法定速度の表と NOTE 内の表の「原動機付自転車」の前にそれぞれ「一般」を加えてください。
P.94	「 ⑧ 横断歩道と、その手前での追い越し・追い抜きの禁止 」の「軽車両」の前に「特定小型原動機付自転車と」を加えてください。